

宮古島の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

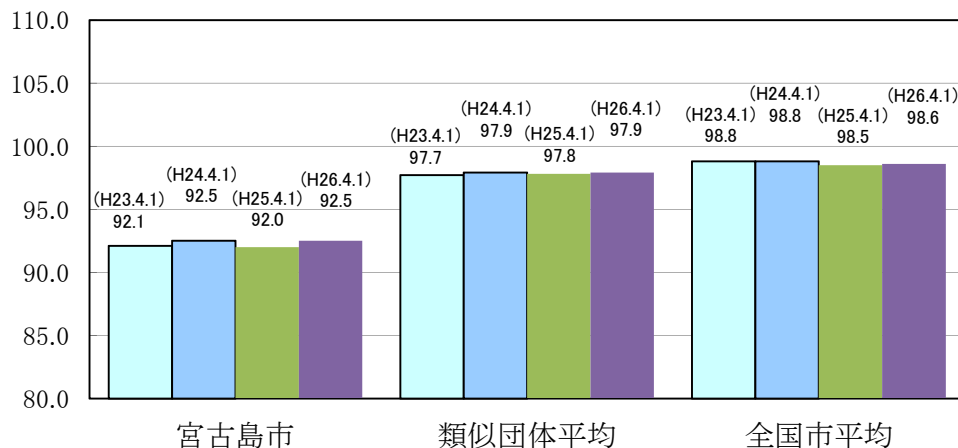
区分	住民基本台帳人口 (平成25年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 54,908	千円 37,372,518	千円 2,170,049	千円 6,804,299	% 18.2	% 19.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
25年度	人 696	千円 2,736,053	千円 395,293	千円 974,777	千円 4,106,123	千円 5,900	千円 5,815

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。→ ただし、本市は該当者なし

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①～③いずれも該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	円 409,562	円 408,472	円 1,090	% 0.27%	% 0.36	% 0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
26年度	月 4.12	月 3.95	月 0.17	月 4.10	月 4.10	月 4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引き下げ。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

地域手当支給なし

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮古島市	44.8 歳	314,051 円	348,429 円	344,453 円
沖縄県	41.0 歳	312,162 円	367,262 円	341,300 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.6 歳	322,632 円	389,653 円	357,265 円

②技能労務職

区分	公務員					民間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
宮古島市	56.0 歳	10 人	343,657 円	351,407 円	347,407 円	—	—	—
調理員	53.7 歳	3 人	300,067 円	301,400 円	300,067 円	調理師	43.0 歳	247,000 円
用務員	57.0 歳	7 人	362,339 円	372,325 円	367,696 円	用務員	54.3 歳	199,300 円
沖縄県	52.0 歳	147 人	348,160 円	395,296 円	377,075 円	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—
類似団体	49.7 歳	34 人	316,350 円	352,255 円	336,838 円	—	—	—

区分	参考			
	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
		公務員 (C)	民間 (D)	C/D
宮古島市	—	—	—	—
調理員	1.22	4,808,928 円	3,296,700 円	1.45
用務員	1.86	5,964,907 円	2,747,000 円	2.17

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宮古島市	46.6 歳	344,609 円	375,649 円
沖縄県	43.3 歳	365,211 円	410,137 円
類似団体	40.1 歳	302,285 円	332,987 円

④看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮古島市	37.8 歳	290,000 円	303,591 円	302,023 円
国	46.3 歳	315,397 円	—	345,048 円
類似団体	40.4 歳	300,444 円	356,773 円	317,896 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区分	宮古島市	沖縄県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	—
	中学卒	129,200 円	—
教育職	大学卒	179,088 円	192,800 円
	高校卒	145,704 円	148,800 円
看護・保健職	大学卒	203,400 円	—
	高校卒	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（26年4月1日現在）

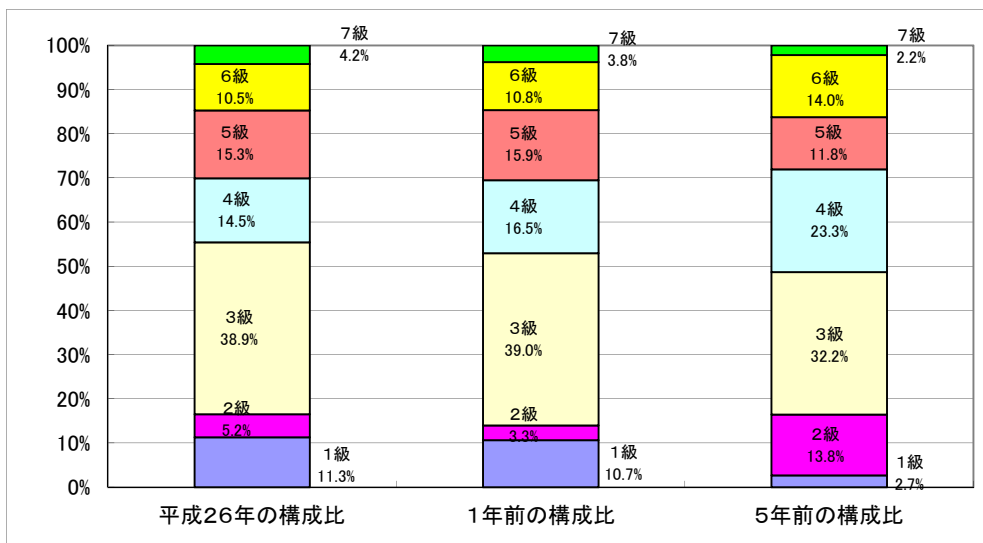
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	245,650 円	295,500 円	350,100 円
	高校卒	—	260,589 円	314,475 円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—
看護・保健職	大学卒	—	—	—
	高校卒	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師等の職務	56 人	11.3 %	135,600	243,700
2 級	主任主事・主任技師等の職務	26 人	5.2 %	185,800	307,800
3 級	係長等の職務 主査等の職務 専門的知識経験を必要とする主任主事・主任技師等の職務	193 人	38.9 %	222,900	354,700
4 級	課長補佐の職務 専門的知識経験を必要とする係長等の職務 専門的知識経験を必要とする主査等の職務	72 人	14.5 %	261,900	388,300
5 級	専門的知識経験を必要とする課長補佐の職務	76 人	15.3 %	289,200	400,600
6 級	課長等及び主幹の職務	52 人	10.5 %	320,600	422,600
7 級	部長及び参事の職務 次長の職務	21 人	4.2 %	366,200	456,200

- (注) 1 宮古島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度が未策定であるため、原則として一律昇給を実施している。
勤務成績不良等(懲戒処分等)の場合は、昇給幅抑制または昇給なしとしている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宮古島市		沖縄県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,350 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,426 千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15% 管理職加算 10～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

人事評価制度が未策定であるため、原則として一律で支給している。
勤務成績不良等(懲戒処分等)の場合は、減額または支給なしとしている。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

宮古島市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 6,835 千円 22,667 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 → 制度なし

(4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		5,916 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		— %	
手当の種類(手当数)		9種類	
手当の名称	主な支給対象業務及び支給対象職員	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は汚染の疑いのある場所の消毒に従事する職員	0 千円	1件につき100円
行旅死亡人と白骨処理手当	行旅死亡人又は白骨を取扱う職員	12 千円	1回につき3,000円
暴風雨時活動手当	暴風警報発令時で通常業務が停止している間、消防活動及び災害救助活動等に従事した職員	626 千円	1回につき1,000円
暴風雨時勤務手当	暴風警報発令時で通常業務が停止している間、勤務することを命ぜられた職員	1,093 千円	1時間1,000円
火災出動手当	火災時に現場出動(原因調査も含む)した職員	301 千円	1回につき300円
潜水作業手当	潜水作業に従事する職員	17 千円	1回につき1,000円
消防救急救助出動手当	消防救急車に乗務する救急救命士	1,524 千円	1回につき300円
	消防救急車に乗務する救急救命士以外の職員	699 千円	1回につき200円
	救助出動に従事した職員	31 千円	1回につき300円
徴税手当	市税の徴収事務又は滞納整理に従事する職員	551 千円	従事した日1日につき250円
福祉事務従事手当	社会福祉業務に従事する現業員、面接員、介護支援員及びその指導監督を行う職員	1,062 千円	従事した日1日につき250円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	91,022 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	143 千円
支給実績（24年度決算）	84,562 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	133 千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	扶養親族(配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・その他 6,500円 ・16歳～22歳の子1人につき5,000円加算	同		111,433 千円	230,233 円
住居手当	住居を借り受けている職員に支給 ・借り受け(上限)27,000円	同		74,180 千円	259,371 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で車等を利用している職員 ・乗船料→定期又は回数券の価格 ・車→距離に応じて月額2,000円～20,900円	同		35,192 千円	69,004 円
管理職手当	部長→月額62,000円 参事→月額52,000円 次長→月額50,000円 課長→月額40,000円 主幹→月額32,000円	同(定額制)		44,394 千円	493,267 円
休日勤務手当	祝日等に勤務を命ぜられた職員 ・1時間の給与額に135/100～160/100の割合を乗じた額	同		26,103 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時まで勤務した職員 ・1時間の給与額に25/100を乗じた額	同		2,546 千円	— 円
へき地勤務手当	県指導主事 ・給料月額と扶養手当の合計に12～20%を乗じた額	—		4,507 千円	901,400 円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区分	給料	月額		等
		給	料	
給料	市長	830,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	1,000,000 円 / 440,000 円
	副市長	660,000 円		830,000 円 / 375,000 円
報酬	議長	415,000 円		698,000 円 / 310,000 円
	副議長	363,000 円		620,000 円 / 245,000 円
	議員	342,000 円		560,000 円 / 222,000 円
期末手当	市長	(25年度支給割合) 2.95 月分		
	副市長	(25年度支給割合) 3.2 月分		
退職手当	市長	(算定方式) 830千円×500/100×在職年数	(1期の手当額) 16,600,000 円	(支給時期) 任期毎
	副市長	660千円×300/100×在職年数	7,920,000 円	任期毎
備考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

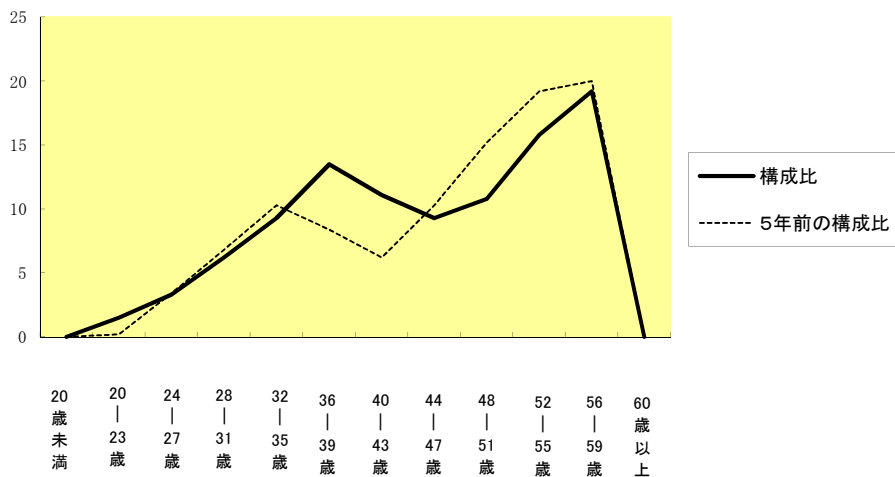
(各年4月1日現在)

区 分 部 門	職 員 数 (人)		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成26年	平成25年			
普通会計部門	議会	6	6	0	
	総務	151	154	△3	
	税務	34	33	1	
	労働	0	0	0	
	農林水産	74	80	△6	
	商工	19	19	0	
	土木	54	54	0	
	民生	108	113	△5	
	衛生	41	44	△3	
	計	487	503	△16	<参考> 人口1万人当たり職員数 88.69 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.52 人)
	教育部門	119	126	△7	
消防部門	90	92	△2		
小 計	696	721	△25	<参考> 人口1万人当たり職員数 126.76 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.79 人)	
公会 営計 企業 業門	水道	42	44	△2	
	下水道	7	8	△1	
	その他	48	52	△4	
	小 計	97	104	△7	
合 計	793 [854]	825 [854]	△32 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 144.42 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)

(例) %



区 分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0	12	26	49	74	107	88	74	86	125	152	0	793

(3) 職員数の推移

(単位：人、%)

部門別	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		578	559	533	510	503	487	△91	(△15.7)
教育		156	146	144	129	126	119	△37	(△23.7)
消防		95	95	93	90	92	90	△5	(△5.3)
普通会計		829	800	770	729	721	696	△133	(△16.0)
公営企業計		116	108	110	108	104	97	△19	(△16.4)
総合計		945	908	880	837	825	793	△152	(△16.1)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 2,216,711	千円 153,291	千円 266,723	% 12.03	% 9.68

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)平成24年度平均 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
25年度	人 44	178,728	23,296	64,699	266,723	6,062	6,147

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成17年10月1日付けで合併

(構成市町村: 平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町、宮古広域圏事務組合、宮古清掃施設組合、宮古広域消防組合、宮古島上水道企業団)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮古島市(水道事業)	47.9 歳	357,786 円	512,830 円
団 体 平 均	45.0 歳	342,800 円	509,358 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宮古島市(水道事業)		宮古島市(水道事業除く)	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,470 千円		1,350 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(26年4月1日現在)

宮古島市(水道事業)			宮 古 島 市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額	— 千円	25,727 千円	1人当たり平均支給額	6,835 千円	22,667 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 → 制度なし

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		275 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		－ 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)		－ %	
手当の種類(手当数)		1種類	
手当の名称	主な支給対象業務及び支給対象職員	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	暴風警報発令時で通常業務が停止している間、勤務することを命ぜられた職員	275 千円	1時間 1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	4,566 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	123 千円
支給実績(24年度決算)	3,978 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	88 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族(配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・その他 6,500円 ・16歳～22歳の子1人につき5,000円加算	同		8,728 千円	256,691 円
住居手当	住居を借り受けている職員に支給 ・借り受け(上限)27,000円	同		4,051 千円	289,384 円
通勤手当	通勤距離が2km以上で車等を利用している職員 ・乗船料→定期又は回数券の価格 ・車→距離に応じて月額2,000円～20,900円	同		1,548 千円	64,517 円
管理職手当	部長→月額62,000円 参事→月額52,000円 次長→月額50,000円 課長→月額40,000円 主幹→月額32,000円	同 (定額制)		3,144 千円	524,000 円
休日勤務手当	祝日等に勤務を命ぜられた職員 1時間の給与額に135/100～160/100の割合を乗じた額	同		2,196 千円	－ 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時まで勤務した職員 1時間の給与額に25/100を乗じた額	同		983 千円	－ 円